

学校番号 (1057)
 学校名 福岡市立内浜小学校
 校長名 嶋村 泰宏
 (生徒指導担当者 松本 智浩)

令和4年度 内浜小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

4月にいじめ防止基本方針の共通理解、8月にいじめ防止のための校内研修、3月にいじめ防止基本方針への取組の総括と次年度に向けての総括を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) 本校のめざす「心温かく思いやりのある子ども」の育成に向けた様々な教育活動の実践を推進することで、いじめを生まない土壌をつくる。
- (2) いじめの早期発見のための仕組み・体制について常に改善に努める。
- (3) いじめの問題への対応は、学校が一丸となって組織的に誠実・迅速・適切に対応する。
- (4) 地域や家庭・関係機関との連携を強化し、情報の共有化を図るとともに全職員が連携の在り方について理解を深める。

<内浜小いじめゼロ宣言>

- ・自分がされていやな事は、人にしません。
- ・分けへだてなく、友達に声をかけ、仲よく活動する時間を増やします。
- ・ひとりぼっちの友達をつくりません。
- ・いじめにつながりそうな時は、みんなで「やめよう」の声をあげます。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 「チームうちはま・チーム学年」をスローガンに全職員が機能的に連携し、多くの目で児童を見守る体制をつくる。
 - 各クラスでの帰りの会を大切にし、帰りの健康観察などの方法でその日の児童の様子を把握し、児童が笑顔で帰宅できるようにする。
 - Q-Uアンケートを4年生以上で1回実施する。結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、要支援群の児童には、直ちに組織的かつ、適切な支援を行う。
 - 「校内のいじめ防止対策委員会」を月に1回、「地域を含めたいじめ防止委員会」を学期に1回開催する。いじめの問題への組織的指導體制の整備等の取組を推進する。
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、スクールガードや学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) 毎月生活アンケートを取り、得た情報は学年で共有し早期の解決を図る。解決に至らない場合、管理職に報告し必要に応じて全職員で解決にあたる。
- (2) 毎月の生徒指導部会での情報交換を充実させ、そこで出た課題について必要な場合は、人権教育部や特別支援教育部でも審議する。
- (3) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」・「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を行う。
- (4) 家庭訪問や学級懇談会後での保護者面談からも早期に情報をつかむように心がける。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を直ちに確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図る。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、生徒指導部会、いじめ防止委員会などで情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する研修について、校内やPTAと連携して実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。(平成31年度新規)
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 内浜小学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・ いじめ防止に向けての取組の推進・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 学校における、いじめの判断
- ・ 関係児童への事実関係の聴取、対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、SC、SSW、スクールサポーター、PTA会長、PTA副会長、地域委員長、民生・主任児童員、子ども育成会長

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 校内いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、SSW、該当学年教諭

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 学級活動（〇年生になって） 生活アンケート	P D D	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成	D P	
5	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 家庭訪問	DC DC D	
6	いじめゼロ取組月間 Q-U アンケート （4・5・6年） 生活アンケート	PD D D	校内いじめ防止対策委員会 地域懇談会 学校サポーター会議	DC DC DC	
7	生活アンケート（無記名）	D	内浜小いじめ防止対策委員会 教育相談 民生委員との交流会	CA D DC	
8			校内いじめ防止対策委員会 夏期研修	DC CA	
9	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	DC D	
10	いじめゼロサミット参加 生活アンケート（無記名）	D D	校内いじめ防止対策委員会	DC	
11	いじめゼロ実現プロジェクト 生活アンケート	D D	内浜小いじめ防止対策委員会	CA	
12	人権学習・懇談会 メディアリテラシー教室 （6年・保護者） 生活アンケート	D D D	校内いじめ防止対策委員会	DC	
1	生活アンケート（無記名）	D	校内いじめ防止対策委員会	DC	
2	生活アンケート	D	内浜小いじめ防止対策委員会 教育相談 学校警察連絡協議会	CA D DC	
3	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	DC CA	